④　特定ＪＶの構成員のうち代表者については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(ｲ)　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（「完成・引渡しが完了した工事の施工経験」とは、本体工事の完成のほか、工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ｉ）次の要件を満たす一般土木工事の施工経験。

(a)　構造令第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの本体工事の施工経験、又は、堤高70m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工経験を有すること。

(b)　施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一工事での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

(ｴ)　ダム工事総括管理技術者（認定されたダム型式は問わない。）の資格を有する者であること。

⑤　特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(ｲ)　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（「完成・引渡しが完了した工事の施工経験」とは、本体工事の完成のほか、工事契約単位の完成を含む。なお、共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ｉ）次の要件を満たす一般土木工事の施工経験。

(a)　構造令第73条第４号の規定による、特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムの本体工事の施工経験、又は、堤高30m以上の重力式コンクリートダムの本体工事の施工経験を有すること。

(b)　施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一工事での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止や、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「成瀬ダム堤体打設工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

成瀬ダム原石山採取工事（第１期）に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 30 年１月 10 日

東北地方整備局長　津田　修一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事名　成瀬ダム原石山採取工事（第１期）（電子入札対象案件）

2　工事場所　秋田県雄勝郡東成瀬村椿川地内

3　工事内容　原石山表土処理工Ｖ＝2,540,100㎥（全体：2,554,000㎥）、ＣＳＧ材製造Ｖ＝1,518,000㎥（全体：1,921,350㎥）、骨材購入・貯蔵Ｗ＝385,860ｔ（全体：572,190ｔ）、骨材製造・貯蔵Ｗ＝288,250ｔ（全体：338,370ｔ）、法面工１式、濁水処理設備運転工１式、仮設工１式

4　工期　契約締結日の翌日から平成34年12月９日まで

5　申請の時期　平成30年１月10日から平成30年２月５日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

(2)　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７(5)の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記７(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年１月10日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３を使用して作成すること。）。

(3)　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。